

## 【実施規定】

### 1．国内参加資格

- (1) 出場を希望する団体は、大会組織委員会に出場希望申請書を提出すること。  
(未加盟団体も可)  
申請提出期間 2011年2月1日(火)から5月27日(金)まで(先着順とする)  
出場希望団体には、参加が決定次第、順次連絡する。
- (2) 人数は、マーチングバンド部門は自由、バトントワーリング部門は自由とする。
- (3) 下記手続きを終えていること。
  - 構成メンバーの登録。(構成メンバーとはフロアー上に入るすべてのメンバーを意味する。)
  - 参加費の納入。(構成メンバー1名につき1,000円を納入する。)
  - その他大会組織委員会が指定した書式の提出
  - 音楽著作権に関する書類の提出

### 2．演奏、演技

- (1) 演技フロアー
  - 演技フロアーは、別記の通りとする
  - 演技フロアーへの入場は、構成メンバーのみとする
  - 正面演技ラインより前方側の使用は、原則として禁止する
- (2) 入退場口
  - 演技フロアーへの入場口は、大会実行委員会の指定したゲートを使用する
  - 構成メンバーは、係員の指示に従って入場し、演奏演技終了後、速やかに退場する
- (3) マーチングバンド部門演奏演技時間は小学生・中学生の部を6分30秒以内、高等学校の部・一般の部を8分以内とする。
- (4) バトントワーリング部門演技時間は、小学生・中学生の部を4分以内、高等学校の部・一般の部を4分30秒以内とする。
- (5) カラーガード部門演技時間は5分以内とする。
- (6) バトントワーリング部門、カラーガード部門参加団体は出演者以外に1名が当日音響室に演技用テープを持参し作動及び停止の合図を行うこと。(演技用テープはCDまたはMDを使用する。MDの場合は、使用曲のみを録音したのものを持参すること。CDの場合は、原盤のみの使用とし、トラックセットは参加団体が行う。)  
演技時間とは演奏、演技開始から終了までとする。

### 3. エントリー

#### (1) 部門

8月20日(土曜日) フェスティバル部門

8月21日(日曜日) コンテスト部門

#### (2) 区分

ディビジョン1 = 支部大会レベルの大会に参加経験のある団体。

ディビジョン2 = ディビジョン1以外の団体。(特に少人数あるいは特徴ある団体。)

8月20日(土曜日) フェスティバル部門は区分分けを行わない

#### (3) 構成

##### マーチングバンド

###### 幼保の部

単一団体の幼児構成とする。

複数団体の合同幼児構成(演技フロアへ入れる搬入及び搬出補助員は最大20名までとする。尚、これらの補助員は構成メンバーとして登録をすること。)

###### 小学生の部

単一団体の小学生構成とする。

複数団体の合同小学生構成とする。

指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)

###### 中学生の部

単一団体の中学生構成とする。

複数団体の合同中学生構成とする。

単一団体の小・中学生構成とする。

複数団体の合同小・中学生構成とする。

指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)

###### 高等学校の部

高等学校の単一団体高等学校在校生による構成とする。但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。

指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)

複数団体の合同小・中・高等学校生徒構成とする。(国際大会のみ)

#### 一般の部

単一団体による構成とする。但し、未就学児は除く。

### バトントワーリング

#### 小学生の部

単一、複数団体を問わず小学生による構成とする。

#### 中学生の部

単一、複数団体を問わず中学生または小学生を含む構成とする。

#### 高等学校の部

高等学校の単一団体高等学校在校生による構成とする。

#### 一般の部

単一、複数団体による構成とする。但し、未就学児は除く。

### カラーガード

人数及び編成は自由とする。但し、演奏は不可とする。

演技に使用する手具として、トールフラッグの使用を義務づける。但し、使用は演技中の一部分で構わない。トールフラッグとは、100cm以上のポールに旗または旗に類するものが付いた物とする。

## 4. 器 物

「器 物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。

尚、ここでいう搬入搬出とは、演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

規 格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立方体

重 量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

・ 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

・ 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。

・ フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

- ・乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- ・化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- ・火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は、使用を禁止する。

正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

幼保の団体以外は電気の使用を禁止する。但し、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。

幼保の団体では、申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。

## 5 . 大会における著作権について（国内参加団体）

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

- 1：プロップ等に人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使う場合は肖像権等の使用許諾が必要
- 2：使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要

### マーチングバンド編成

#### 音楽著作権使用許諾について

使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要となる。

- (1) 市販の楽譜利用、及び自作曲の場合は、適用除外となる。
- (2) 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行う。  
尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則だが、著作者の著作権の有無はJASRAC(=日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接問い合わせの上、確認すること。(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事がある。)
- (3) 使用許諾を証明する書類を提出すること。  
尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されるが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付の上、提出すること。

## バトントワーリング/カラーガード/ポンポン・ペップアーツ編成

### 音楽著作権使用許諾について

使用する演技曲は下記の手続きを行わないと大会で音を流すことができない。

- (1) 使用する曲の音源(テープ、CD、MD等)については、団体の責任において直接出版元に使用許諾申請を行うこと。

複数の曲を使用する場合は、使用曲全部の申請が必要。

許諾が下りるまでに日数がかかる場合があるので注意すること。

- (2) 使用許諾を証明する書類を提出すること。

条件なしで許諾された場合はそれを証明する書類を提出すること。

条件付きで許諾された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出すること。

大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理することとする。

### 複製権使用許諾について

(複製権使用許諾については、演技用テープがMDの場合行うこと。)

許諾が下りたCD等音源を編集する場合もしくは一括録音をして使用する際に、複製権(録音利用料)が発生する。JASRACへの申請は主催協会で行うが、JASRACからの請求金額(録音利用金額は一曲につき400円)は使用する団体の自己負担とする。尚、録音利用許諾のシールは交付されなくなったため、ディスクに貼るシールは必要ない。

### 演技用テープについて

〔MDの場合〕

1. 出演者以外に1名が当日音響室に演技用MDを持参し作動及び停止の合図を行うこと。
2. 作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。
3. 演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに複製権使用許諾を受けたMDを使用すること。
4. 録音方法は、LPモード(録音時間が2倍・4倍)ではなくノーマルモード(標準)とすること。
5. MDには部門・区分・構成・団体名を入れること。

△	
< 部 門 > < 区 分 > < 構 成 > < 団 体 名 >	

### 〔CDの場合〕

1. 出演者以外に1名が当日音響室に演技用CDを持参すること。
2. CDのトラックセット及び作動は参加団体で行う。停止は「ストップ」の言葉を使用し、合図を出すこと。
3. 演技用CDは、原盤のみの使用とすること。

以上の内容についてのお問い合わせは、一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会（03-6231-6033、E-mail: [jmba@japan-mba.org](mailto:jmba@japan-mba.org)）または直接、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)03-3481-2121、ホームページ <http://www.jasrac.or.jp> にお問い合わせ下さい。

## 6. その他

- (1) 参加に要する各団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。
- (2) 納入された参加費の返却はできない。
- (3) ビデオ撮影・写真撮影  
参加団体用記録席  
大会組織委員会の指定する座席において、写真・ビデオ3名（自団体演技中のみ）撮影することができる。  
その他のビデオ撮影、写真撮影は一切禁止とする。
- (4) 出演者席について  
出演者席を準備する予定。

## 7. お問い合わせ

一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会事務局  
〒110-0015 東京都台東区東上野 6-10-1 大崎ビル4階  
Tel 03-6231-6033 / Fax 03-6231-6034  
E-mail [jmba@japan-mba.org](mailto:jmba@japan-mba.org)